

兵庫県公安委員会告示第45-2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項の規定に  
基づく聴聞について、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月9日

兵庫県公安委員会  
委員長 津田 隆 雄



- 1 聴聞の期日  
令和8年3月17日 午前10時00分から午後0時00分まで  
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 聴聞の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部本館1階 兵庫県公安委員会聴聞室